

議案第 5 号

白井市路上等における受動喫煙の防止に関する条例の制定について

白井市路上等における受動喫煙の防止に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 3 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、路上等における受動喫煙の防止に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

白井市路上等における受動喫煙の防止に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第25条に基づき、路上等における受動喫煙の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民の望まない受動喫煙を未然に防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 喫煙 法第28条第2号に規定する喫煙をいう。
- (2) 受動喫煙 法第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。
- (3) 市民等 市内に在住し、在勤し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 路上等 市内の道路、公園その他公共の場所をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上等における受動喫煙の防止に必要な施策を推進するものとする。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、路上等における望まない受動喫煙を生じさせることがないように配慮しなければならない。

- 2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が行う路上等における受動喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、路上等における望まない受動喫煙を生じさせることのないよう、必要な環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が行う路上等における受動喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

（重点区域の指定）

第6条 市長は、重点的に受動喫煙を防止するため喫煙を禁止することが必要である路上等を重点区域として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。

3 市長は、第1項の規定による指定又は前項の規定による指定の変更若しくは解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

（喫煙の禁止）

第7条 市民等は、重点区域において、喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定した場所においては、この限りでない。

（指導）

第8条 市長は、前条の規定に違反して喫煙をしている者に対し、必要な指導を行うことができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第10条 重点区域（当該区域において現に運行している自動車の内部を除く。）において喫煙をした者で第8条の規定による指導に従わないものは、1万円以下の過料に処する。

2 市長は、過料に処するための手続その他の行為を市長の指定する職員に行わせることができる。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。